平成２３年（フ）第２９７号
愛知県豊田市御幸本町３丁目100番地　メイプルタウン302号
債務者　池末さつき（旧姓岡嶋）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月８日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３１０号
神奈川県高座郡寒川町大曲１丁目３番１号　テラスハウス竹内９号
債務者　中原新次郎
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６０号
愛知県豊橋市神野新田町字ルノ割31番地　Ｄ―210、従前の住所愛知県豊田市鴛鴨町下高根88番地
債務者　高　　武一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６６号
愛知県豊川市八幡町上六光寺５番地の１
債務者　斉藤　久美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６７号
愛知県豊橋市西浜町20番地14　１―201
債務者　布藤　清美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１７４号
愛知県豊橋市浪ノ上町６番地２　Ａ―103、従前の住所愛知県豊橋市牛川薬師町35番地の３　A103
債務者　三城　多可
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１７７号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下36番地の２、従前の住所愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下83番地の14　２―205
債務者　清水　裕忠
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２２７号
愛知県安城市二本木新町２丁目10番地10　フォーシーズン101
債務者　浦山大吉こと　ウラヤマ　ウーゴ　ダイキチ
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月８日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
愛知県安城市二本木新町２丁目10番地10　フォーシーズン101
債務者　辻カチアこと　マイア　カチア　ツジ
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月８日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
岡山市中区清水532番地13　アルファ清水103
債務者　藤原　裕二
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１５０４号
千葉市美浜区新港４番地14　アクアウイング353―713号
破産者　赤田　圭吾
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５４号
千葉県船橋市前原東４―18―５、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市前原西８丁目５番５号
破産者　合名会社キャット・キャリー・サービス
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５６４号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字上町２番地
破産者　株式会社上町工務店
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０３号
東京都府中市北山町２丁目27番地の14　森田方
破産者　齋藤　　秀
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０５号
東京都武蔵村山市岸３丁目15番地の１サンクレストマンション401号
破産者　大浦　弘子
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部